

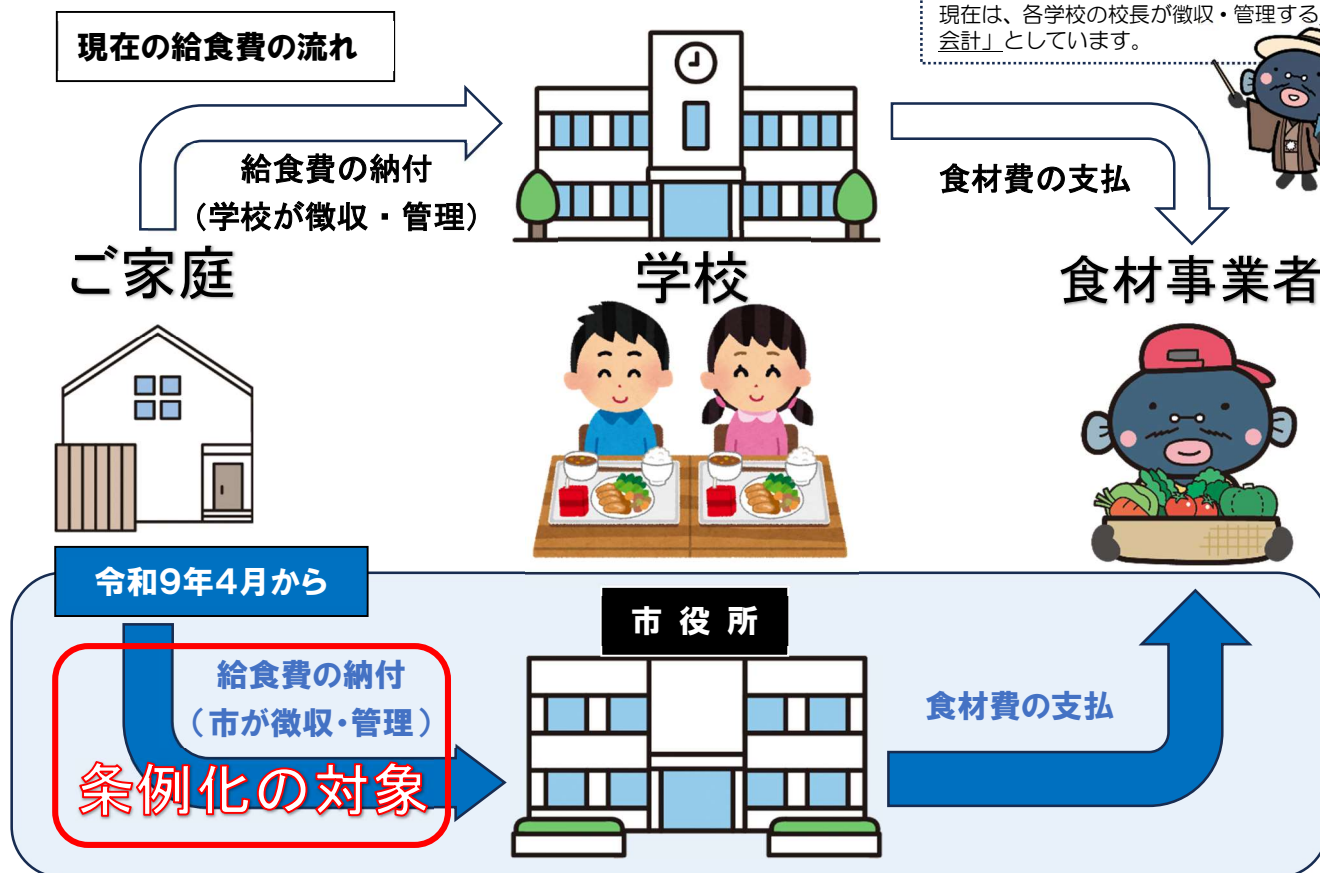
我孫子市学校給食費の公会計化と条例制定について

令和9年4月から、学校給食費の公会計化に伴い、我孫子市立小・中学校の給食費の徴収・管理は、各学校の校長に代わって、我孫子市が実施します。

我孫子市が徴収・管理するためには、必要な内容を条例で定める必要がありますので、今回、この条例の内容について、市民の皆様にご意見を伺う予定です。

公会計化のイメージ及び条例の概要（骨子）は、次のとおりです。

「公会計」とは、学校給食費を市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経た上で、市長が徴収・管理していくという方法です。現在は、各学校の校長が徴収・管理する「私会計」としています。



条例の概要（骨子）

趣旨	本条例の趣旨として、市が実施する学校給食及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めることを規定します。
定義	本条例における用語について定義します。 ・学校給食とは・学校給食費とは・保護者とは・学校給食費負担者とは
学校給食の実施	市が小学校及び中学校の学校給食を実施することを規定します。
学校給食費の徴収及び納付	市長が学校給食費負担者から学校給食費を徴収すること、学校給食費の額は規則に規定すること、学校給食費負担者は納期限までに給食費を納付することを規定します。
学校給食費の減免	市長が特別の理由があると認めるとき、学校給食費を減額又は免除することができることを規定します。
委任	この条例の施行に関して必要な事項は、規則に規定します。